

【質問項目】 要支援者対策、避難用の福祉車両の確保について

- ① 車椅子やストレッチャー積載可能な福祉車両は、何台必要と試算しているのか。また確保できているのは何台か。
- ② 全 14 自治体の避難計画が策定はされていないが、避難計画を策定したと表明している自治体の必要台数を合計すると何台になるか。
- ③ 台数が限られるので、ピストン輸送するとの情報が出ているが、対象者全てをピストン輸送すると、何日くらいかかる想定か。
- ④ 県の配車用システムにここ 5 年間で福祉車両が 1 台も登録されていない。県の検証委員会で検討するというが、車両の絶対数が不足なので、検討しても無意味ではないか。(必要台数 1 万台。県内の保有台数 100 台程度。)

【回答】

- ①、②、③

福祉車両の必要数については、医療機関等が策定する避難計画や、各市町村が策定する避難行動要支援者（在宅）の個別避難計画の内容を踏まえ、必要とされる台数を算出することを想定しております。

また、原子力災害時に、福祉車両が何台必要となるのか、それに対し何台確保できるのか等については、引き続き、関係機関と調整を進めていくとともに、「茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」において、放射性物質の拡散シミュレーションで示された事態（避難対象人口 最大約 17 万人）を想定し、住民が安全かつ円滑に避難できるかどうかという視点で、専門的見地から検証いただく予定です。

- ④

県では、これまで避難住民の多くを占める一般住民の移動手段である、バスの確保を優先的に進めてきたところです。

昨年 11 月のバス協会との協定締結により、バス車両の確保に一定の目途がついたことから、今後、必要とされる福祉車両の台数を算出しながら、関係機関の協力のもと、福祉車両の確保を進めてまいります。